ハ　生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳 ［ニ～チ　略］ 十八・十九　［略］ 2　［略］	ハ　生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 ［ニ～チ　同上］ 十七・十八　［同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中食品表示基準第七条、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第二十四玄米及び精米の項の改正規定並びに別記様式四の改正規定　公布の日

二　第一条中食品表示基準第十三条の改正規定　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和三年六月一日）

（経過措置）

第二条　玄米及び精米の表示の様式については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別記様式四にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

府令・省令

○内閣府令第二号
財務省令第二号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）及び食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第三項の規定に基づき、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財務大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八　指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）に関する事項 九・十　［略］ 2　［略］	（財務大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ 八・九　［同上］ 2　［同上］